

福祉

ヘルプマークの交付申請が
役場でも可能に

今まで和歌山県庁障害福祉課や各振興局での申請が必要でしたが、8月1日(火)から、その申請を有田川町役場でもできるようになります。

※申請方法や交付対象者など、詳細はお問い合わせください。

※ヘルプマークの交付はお1人につき1つに限らせていただいております。

ヘルプマークとは

義手や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方などは、援助や配慮を必要としていることが外部からは分かりません。

そんな方が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるような手助けになるマークです。



●申請窓口／吉備庁舎住民課・金屋庁舎やすらぎ福祉課・清水行政局住民福祉室・各出張所

問金屋庁舎やすらぎ福祉課

各種手当を受けている方は
「現況届」をお忘れなく

●各種手当とは

- ・児童扶養手当
- ・特別児童扶養手当
- ・特別障害者手当
- ・障害児福祉手当

現況届は、現在手当を受けている方の今後1年間の受給資格を審査するもので、提出が義務付けられています。手当が支給されているか、停止されているかを問わず、全ての受給者は現況届を届け出なければなりません。

なお、届け出をしないと8月以降の手当を受けることができません。また、2年間現況届を提出しないと、受給資格がなくなります。

児童扶養手当において、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」を送付させていただいている方については、現況届と併せて届け出ください。

受付期間は、各種手当によって異なります。ご確認をお願いします。

問金屋庁舎やすらぎ福祉課

高額介護サービス費が変更

1カ月に支払った介護サービス費の利用者負担の合計額が一定の上限を超えたときは、「高額介護サービス費」として、上限を超えた分が申請により払い戻しされています(該当する方には随時、申請書をお送りしています)。

高額介護サービス費の対象になるのは、利用者負担として支払った介

対象となる方	平成 29 年 7 月までの利用者負担の上限 (月額)	平成 29 年 8 月からの利用者負担の上限 (月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	4 万 4,400 円(世帯) ※	変更なし
世帯のどなたかが住民税を課税されている方	3 万 7,200 円(世帯)	4 万 4,400 円(世帯)
世帯の全員が住民税を課税されていない方	2 万 4,600 円(世帯)	変更なし
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間 80 万円以下の方など	2 万 4,600 円(世帯) 1 万 5,000 円(個人) ※	変更なし 変更なし
生活保護を受給している方など	1 万 5,000 円(個人)	変更なし

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

護サービス費の合計額です。福祉用具購入費や、住宅改修費、施設サービスの居住費、食費、日常生活費は対象外です。

平成29年8月のサービス分から、制度改正により上限額の基準が変更になります。

●変更点など

世帯のどなたかが住民税を課税されている方の利用者負担の上限が、3万7,200円(月額)から4万4,400円(月額)に引き上げられます。ただし、次の①②の両方に該当する方には年間44万6,400円(3万7,200円×12ヶ月)の上限が設けられます。(3年間の時限措置)。

- ①同じ世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む)の利用者負担割合が1割
- ②世帯が現役並み所得者世帯に該当しない

※現役並み所得者世帯とは、同じ世帯に65歳以上で課税所得145万円以上の方がおり、同じ世帯の65歳以上の方の収入の合計が520万円以上(単身の場合は383万円以上)である場合。

問金屋庁舎長寿支援課